

業務の委託契約について、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和7年4月23日

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

第1 競争入札に付する業務事項

- 1 業務名 令和7年度 衛星画像解析による漏水調査業務
- 2 業務場所 生駒市・橿原市 市内一円
- 3 業務期間 着手日から令和7年9月30日まで
- 4 業務概要 生駒市及び橿原市の給水区域内を撮影した衛星画像解析による漏水可能性エリアの検知。
- 5 入札方法 郵便による入札（書留郵便に限ります。）

第2 入札参加資格

次に掲げる1から5までの条件をすべて満たしている者のみが、この入札に参加できます。

- 1 令和7年度の奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格者名簿の営業種目「Q4：検査・分析・調査業務」に登録されていること。
- 2 過去に官公庁・公社等が発注した上水道に係る衛星画像データを用いた漏水探知業務について、元請としての履行実績を有する者であること。
なお、「官公庁・公社等」とは、国、地方公共団体、特別法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条各号に掲げる法人をいう。
- 3 対象業務に、現場責任者等の仕様書その他で定める必要な人員を配置し、所定の期間内に履行できること。なお、現場責任者は、入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者に限る。
- 4 公告の日から入札参加資格確認申請受付締切の日までの間において、奈良県広域水道企業団物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置及び本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- 5 奈良県広域水道企業団暴力団排除条例に規定する暴力団員に該当する者でないこと。

第3 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
①競争入札参加資格確認申請	公告日～ 令和7年4月30日（水） 正午まで	メールにより担当課へ提出。 ※申請書及び資格審査に必要な添付書類の様式は、ホームページよりダウンロードしてください。 【提出先】 担当課：奈良県広域水道企業団事業部計画課 Mail: keikaku@union.nara-water.lg.jp
②競争入札参加資格確認結果通知	令和7年5月1日（木） （予定）	①の申請に対し、担当課からメールにて通知。
③仕様書等の交付	令和7年5月1日（木） （予定）	②で参加資格のあるものに対し、メールにて交付。
④入札説明会	実施しない。	
⑤仕様書等に関する質問の受付	②の通知後～ 令和7年5月8日（木） 午後5時まで	メールまたはFAXにて担当課へ提出。 【提出先】 担当課：奈良県広域水道企業団計画課 Mail: keikaku@union.nara-water.lg.jp FAX:0742-22-2420
⑥質問の回答の閲覧	令和7年5月12日（月） （予定） ※質問がない場合は回答掲載しません。	奈良県広域水道企業団ホームページ (https://www.union.nara-water.lg.jp/)に掲載。
⑦入札書提出締切	令和7年5月19日（月） 午後5時（必着） ※書留郵便に限ります。	郵送先 〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎4階 奈良県広域水道企業団計画課 計画課長あて（親展） ○予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度入札を行うので、入札書は「初度（1回目）入札に係る入札書」と「再度（2回目）入札に係る入札書」の郵便を認めるものとします。詳しくは入札説明書によります。

⑧開札日時	令和7年5月20日（火） 午後1時	奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎 2階 あっせん室
⑨「くじ」を行う 場合の日時と場所 (対象者のみ)	令和7年5月20日（火） 午後1時30分	奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎 2階 あっせん室

上記の期間は、奈良県広域水道企業団の休日を定める条例（奈良県広域水道企業団条例第8号）第1条第1項に規定する企業団の休日及び正午から午後1時までを除きます。

駐車場に余裕がありませんので、ご来所はできるだけ公共の交通機関をご利用下さい。奈良県奈良総合庁舎は、奈良交通バス「佐保小学校」バス停すぐです。

第4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、第2に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。第3で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、入札参加者は開札日の前日までの間において、提出書類の説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

第5 その他

1 入札執行回数

入札執行回数は、2回までとします。

2 入札保証金

奈良県広域水道企業団契約規程（奈良県広域水道企業団企業管理規程第36号）第4条に定めるところによります。

3 契約保証金

奈良県広域水道企業団契約規程第19条に定めるところによります。

4 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。また、次のいずれかに該当する事由があると認められるときも、契約を締結しないものとします。

（1）落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又

は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

（２）暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

（３）落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

（４）落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

（５）（３）及び（４）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（６）この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

（７）この契約に係る下請契約等に当たって、（１）から（５）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

6 契約の解除

契約締結後、契約者について５の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、５の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 手続における交渉の有無

無し

8 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒６３０－８１１３

奈良市法蓮町７５７

奈良県広域水道企業団事業部計画課

TEL ０７４４－３２－１２６６

9 関連情報を入手する照会窓口

8に同じ

10 その他

詳細は、入札説明書によります。